



平成 21 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 ゴンゾ
代表者名 代表取締役副社長 石川 真一郎
(コード番号：3755 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 C F O 根本 慎太郎
電 話 03-4540-8600 (代表)

平成 21 年 3 月期計算書類に対する監査意見不表明に関するお知らせ

平成 21 年 3 月期の計算書類およびその附属明細書並びに連結計算書類につきまして、会計監査人より会社法第 436 条第 2 項第 1 号および会社法第 444 条第 4 項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景および概要

当社は、平成 21 年 3 月期において継続して営業損失及び当期純損失を計上しており、また当事業年度末に債務超過の状態であります。そのため計算書類に「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記を記載しております。

(参考) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社では、当事業年度において、いわかぜキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当増資による資本増強を行いました。

しかしながら、前事業年度において 2,630 百万円の重要な営業損失が発生し、4,285 百万円の当期純損失を計上したことに引き続き、当事業年度において 1,053 百万円の営業損失が発生し、3,641 百万円の当期純損失を計上しており、また、当事業年度末債務超過の状態であり、当該債務の返済資金の確保に困難が生じる可能性があります。更に、当社における全ての借入金の契約について、債務の一部でも履行を遅滞した時は期限の利益を失い、直ちに返済する旨の条項が付されており、当社は現在、銀行借入金の一部について返済期日を経過しており、当該条項に抵触しております。従って、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。また、当社は 2 事業年度連続して債務超過であるため、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触しており、上場廃止となる見込みであります。

当社は当該状況を解消すべく、翌事業年度以降の利益回復を実現させる施策として、経営資源の集中、コスト削減、成長領域での事業推進、資本増強の推進に向けた取り組みを推進しております。

① 経営資源の集中

当社は、アニメーション事業に経営資源を集中するため、当事業年度にオンラインゲーム事業を手掛けていた株式会社ゴンゾロッソならびにキャピタル事業を手掛けていた株式会社 GDH キャピタルを売却いたしました。これにより、コア事業であるアニメーション事業へのさらなる資源集中の推進を図ってまいります。

② コスト削減

当社はこれまで、当社ライツ事業部門の練馬オフィスへの移転、役員報酬の削減、諸経費の節減等のコスト削減を実施してきましたが、さらなる施策として、平成 20 年 12 月 30 日に「希望退職者募集の結果に関するお知らせ」にて発表いたしましたとおり、希望退職を行い、固定費の圧縮を推進いたしました。また、平成 21 年 4 月に管理部門も練馬オフィスに移転し、制作部門と一体化致しました。

③ 成長領域での事業推進

上記施策により、当社が従来より手掛けてきたファン向けアニメーション事業においては安定的な収益を確保するとともに、「GONZO」ブランドのグローバル化の総仕上げとしてクールなアニメーションをメジャーにするプロジェクトである「GONZO+（ゴンゾプラス）」事業に関して、平成 19 年 1 月に全米で放映いたしましたアニメ作品「アフロサムライ」につきまして、DVD の売上げも好調に推移しており、加えて、ゲームにつきましても平成 21 年 1 月にバンダイナムコアメリカより発売され、好調な売上げを達成しております。また続編として「アフロサムライ RESURRECTION」を平成 21 年 1 月に全米で放映致しまして、「アフロサムライ」に続き、今後のフランチャイズ展開による高収益化を実現するべく推進しております。

④ 資本増強の推進

当社の財務基盤を強化し、経営安定性の確保ならびに事業再構築のための長期運転資金とする予定で資金調達を進めておりましたが、当事業年度では実現には至りませんでした。しかしながら、これらの資金は依然として必要不可欠であると判断しており、引き続き早急な資本増強を実現するべく推進しております。

しかし、上記③及び④の対応策に関しては、相手先との最終的な合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映していません。

企業の計算書類およびその附属明細書（会社法規定）は、継続企業であることを前提として作成されます。当社の計算書類およびその附属明細書についても、継続企業であることを前提として作成しておりましたが、このたび、定時株主総会の招集通知に付される計算書類およびその附属明細書の監査において、会計監査人であるビーエー東京監査法人は、当社の継続企業の前提について、当該監査時点では適正な監査意見を表明するための合理的な基礎を得ることができないと判断いたしました。これにより、会社法第 436 条第 2 項第 1 号および会社法第 444 条第 4 項の規定に基づく監査について、監査意見の表明をしない旨の監査報告書を受領いたしました。

2. 監査報告書の記載概要

連結財務諸表に対する監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社ゴンゾ（旧社名：株式会社 GDH）の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は継続して営業損失、当期純損失を計上している。また、当連結会計年度末債務超過の状態であり、当該債務の返済資金の確保に困難

が生じる可能性がある。更に銀行借入金の一部について返済期日を経過しており、期限の利益を喪失しているため、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。また、会社は2連結会計年度連続して債務超過であるため、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触しており、上場廃止となる見込みである。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されているが、現時点では当該計画等が達成されるかどうかは不確実性が高く、達成されると判断できる十分な証拠は得られていない。また、運転資金を確保するための対応策を提示しているものの、一応の評価をすることも困難な状況にある。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている連結計算書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記事項の連結計算書類に与える影響の重要性に鑑み、株式会社ゴンゾ（旧社名：株式会社GDH）及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況についての意見を表明しない。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において2連結会計年度連続して債務超過となるため東京証券取引所の上場廃止基準に抵触し、上場廃止となる見込みである。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年4月1日に行った子会社との合併に関し、債権者より異議申立てが提起されている。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年4月24日開催の取締役会において、アニメーション事業のうちデジタル映像部門の事業を譲渡することを決議している。
4. 連結貸借対照表の注記（3）偶発債務に記載されているとおり、会社は株式会社ゴンゾ株の買取請求及び損害賠償請求を主張されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

個別財務諸表に対する監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴンゾ（旧社名：株式会社GDH）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は継続して営業損失、当期純損失を計上している。また、当事業年度末債務超過の状態であり、当該債務の返済資金の確保に困難が生じる可能性がある。更に銀行借入金の一部について返済期日を経過しており、期限の利益を喪失しているため、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。また、会社は2事業年度連続して債務超過であるため、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触しており、上場廃止となる見込みである。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されているが、現時点では

当該計画等が達成されるかどうかは不確実性が高く、達成されると判断できる十分な証拠は得られていない。また、運転資金を確保するための対応策を提示しているものの、一応の評価をすることも困難な状況にある。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている計算書類及びその附属明細書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記事項の計算書類及びその附属明細書に与える影響の重要性に鑑み、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況についての意見を表明しない。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は当事業年度末において2事業年度連続で債務超過となるため東京証券取引所の上場廃止基準に抵触し、上場廃止となる見込みである。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年4月1日に行った子会社との合併に関し、債権者より異議申立てが提起されている。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年4月24日開催の取締役会において、アニメーション事業のうちデジタル映像部門の事業を譲渡することを決議している。
4. 貸借対照表の注記(4)偶発債務に記載されているとおり、会社は株式会社ゴンゾロツ株の買取請求及び損害賠償請求を主張されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 計算書類の承認について

計算書類の監査意見不表明に伴い、株主総会の決議事項として計算書類の承認を附議いたします。

4. 有価証券報告書における監査報告書への影響について

今回の監査意見不表明の判断は、計算書類およびその附属明細書の監査時点におけるものであります。

財務諸表等(有価証券報告書)につきましては、平成21年6月29日の提出に向けて、現在監査中であり、最終的な監査報告を受領次第、速やかに開示いたします。

5. 今後の展開

当社といたしましては、今回の監査法人の意見不表明に至った事由を早期に解消すべく、「経営資源の集中」、「コスト削減」、「成長領域での事業推進」及び「資本増強の推進」を経営の最優先課題として取り組んでまいります。

以上